

佐 本 交 企 発 第 6 3 号
令 和 4 年 4 月 7 日

各 所 属 長 殿

保 存	5年(令和10年3月31日まで)
有 効	令和10年3月31日まで
企画第一係	
交 通 部 長	

交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正について(通達)
本年3月25日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する国家公安委員会告示(令和4年国家公安委員会告示第18号。以下「改正告示」という。)の制定が決定され、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)及び交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。)が別添のとおり改正された。
改正告示は、同日に公布され、本年4月1日から施行されているが、本改正の概要及び主な改正事項は下記のとおりであるので、安全運転管理者等法定講習など、あらゆる機会を通じて、周知徹底に努められたい。

記

1 改正の趣旨

(1) 教則

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第68号)により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の10が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 指針

通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策(令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)において、「ドライブレコーダーを活用した交通安全教育の推進等、安全運転管理者が行う安全運転管理業務の内容の充実を図る」と記載されていることを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 概要

(1) 教則

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認し、その記録を一年間保存することについての記載を追加した(教則第11章第2節2(3)キ)。

(2) 指針

安全運転管理者等が運転者に対し交通安全教育を実施する場合に、ドライブレコーダーの記録映像等により、運転者に自身の運転行動を客観的に振り返らせるなどして、きめ細かな交通安全教育を実施することが望ましい旨の記載を追加した(指針第2章第5節3(3)ウ)。